

2019. 10. 21

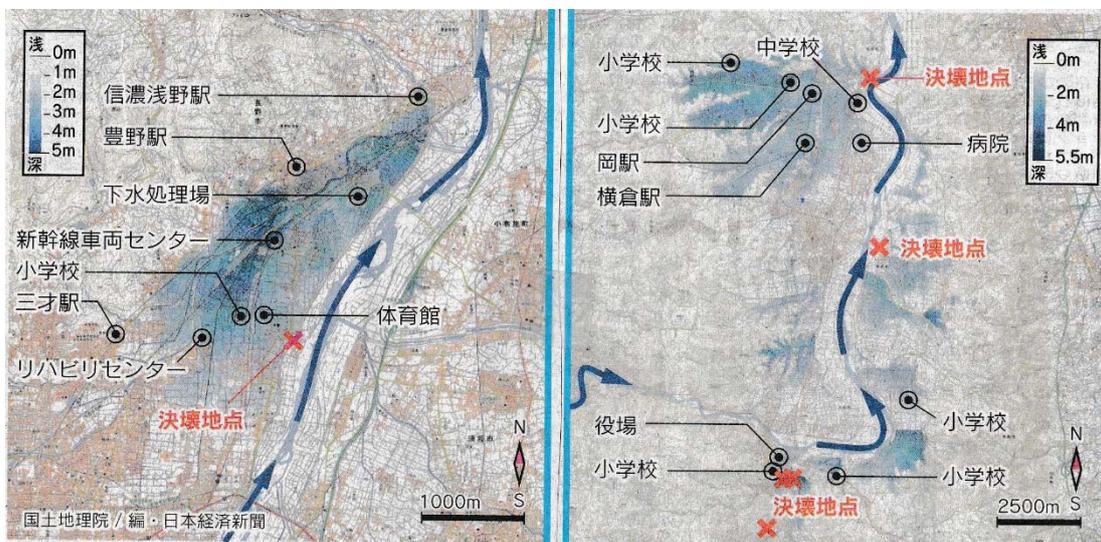
畑 啓之

台風19号による降水量、堤防決壊、ダムの事前放流の可否（データ集）

日本経済新聞の記事より抜き出した。

ダムの事前放流と洪水の関係については、必要に応じて解析することになる。

日本経済新聞 2019年10月19日



堤防が決壊した県管理の河川

宮城県	阿武隈川水系	新川(丸森町) 内川(丸森町) 五福谷川(丸森町) 斎川(白石市) 半田川(角田市) 高倉川(角田市)
	鳴瀬川水系	渋井川(大崎市) 身洗川(大和町) 小西川(大和町) 名蓋川(大崎市など)
	北上川水系	照越川(栗原市) 荒川(栗原市) 石貝川(登米市)

宮城県	北上川水系	熊谷川(栗原市) 富士川(石巻市) 水沼川(石巻市) 瀬峰川(栗原市)
	砂押川水系	砂押川(利府町)
福島県	宇多川水系	宇多川(相馬市)
	阿武隈川水系	阿武隈川(矢吹町など) 広瀬川(伊達市) 滝川(伊達市) 佐久間川(桑折町) 濁川(福島市) 安達太良川(本宮市)

福島県	阿武隈川水系	藤田川(郡山市) 社川(白河市など) 鈴川(鏡石町) 谷田川(郡山市) 藤野川(白河市)
	阿賀野川水系	藤川(会津美里町)
福島県	三滝川水系	三滝川(新地町)
	真野川水系	上真野川(南相馬市)
	新田川水系	水無川(南相馬市)
	太田川水系	太田川(南相馬市)
	小高川水系	小高川(南相馬市) 川房川(南相馬市)
小泉川水系	小泉川(相馬市)	

福島県	夏井川水系	夏井川(いわき市) 好間川(いわき市)
	鮫川水系	鮫川(いわき市)

栃木県	利根川水系	思川(鹿沼市) 出流川(足利市) 永野川(栃木市) 新川(下野市)
-----	-------	--

新潟県	信濃川水系	魚野川(南魚沼市)
	関川水系	矢代川(上越市)

茨城県	那珂川水系	藤井川(水戸市)
	久慈川水系	久慈川(常陸大宮市) 里川(常陸太田市) 浅川(常陸太田市)

栃木県	那珂川水系	蛇尾川(大田原市) 荒川(那須烏山市) 中川(矢板市) 内川(さくら市) 百村川(大田原市)
-----	-------	--

長野県	信濃川水系	麻績川(麻績村) 皿川(飯山市) 志賀川(佐久市) 三念沢(長野市) 滑津川(佐久市)
-----	-------	---

栃木県	利根川水系	秋山川(佐野市) 黒川(壬生町) 荒井川(鹿沼市) 三杉川(栃木市)
-----	-------	---

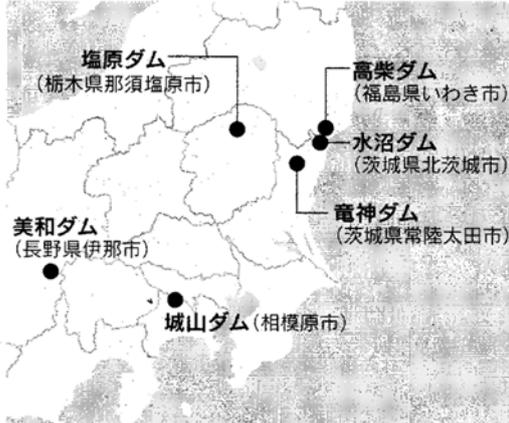
埼玉県	荒川水系	都幾川(東松山市) 新江川(東松山市)
-----	------	------------------------

(注) カッコ内は決壊した場所
18日午前0時時点

台風19号 6ダム緊急放流したが…

事前放流 4ダム実施せず

台風19号の豪雨で6ダムが緊急放流した



台風19号の豪雨により東日本の6カ所のダムで水位が限界に近づき、「緊急放流」が行われた。ダムの決壊を防ぐ最終手段だが、下流の増水につながる恐れもあり、管理者は難しい判断を迫られた。2018年の西日本豪雨の際には、緊急放流したダムの下流で浸水が発生。これを受けて専門家からは降雨前の「事前放流」によって水位を減らしておくべきとの提言もあったが、4カ所では実施していなかった。(2面参照)

決壊と渇水 リスク判断難しく

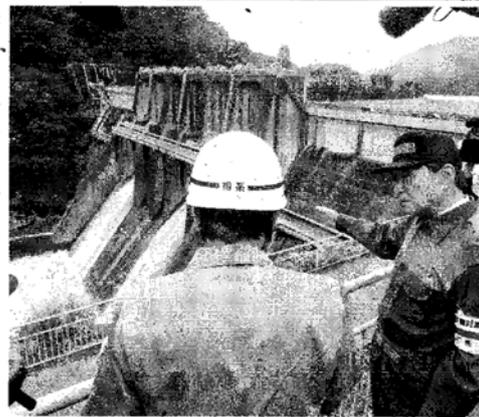
背景にはダムには住民の生活用水などとして、一定の水位を確保しておく必要に迫られている事情がある。国土交通省によると今回の緊急放流による大規模な被害は確認されていないが、ダム運用の課題が映し出された形だ。

緊急放流は流入量と同量を下流に流す措置。台風が上陸した12日夜、13日朝に城山ダム(神奈川県)、美和ダム(長野県)、高柴ダム(福島県)などで行われた。事前放流したのは美和ダムと高柴ダムの2カ所だった。

国土交通省によるとダム建設時に建設費用を負担する自治体や電力会社など利水権者との間で、生活用水や農業用水として利用するため最低限の水位を確保するよう取り

決めるケースが多い。事前放流には利水権者全員の合意が必要。放流後結果的に雨が降らなければ、渇水の危険が生じるため、権利者から合意を得るのが困難な場合もあるという。

18年7月の西日本豪雨では緊急放流が6府県8カ所で行われ、愛媛県の2カ所のダムでは下流の計約3500棟が浸水し、8人が死亡した。国交省の検証会議では事前放流の活用が提言されたが、利水権者の合意を得る方法や渇水防止策が課



緊急放流した城山ダムを視察する黒岩神奈川県知事(17日、相模原市)

治水に詳しい中央大の山田正教授は「現在の予測精度ではたとえ前日でも、台風が確実に直撃するとは断定できない。渇水リスクがある以上、事前放流の許可は容易ではない」と指摘。事前放流で渇水が起きた場合、ダム管理者が損害賠償請求の対象となる可能性もあるといい、「事前放流なしの緊急放流はやむを得ない面がある」と話す。

国交省河川環境課の担当者は「今回、緊急放流による大規模な浸水被害はなかったが、利水権者

な対応ができるようにしたい。緊急放流の周知や住民避難の方法も検討課題だ」と話す。

